

東京大学医科学研究所教員のサバティカル研修に関する規程

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第10号

改定 平成17年 4月 1日

令和 2年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所教員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第8号）第11条第4項の規定に基づき、長期研修の一環として、国内外の教育研究機関等において、専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念できるサバティカル研修（以下「サバティカル」という。）について、基準となる事項を定めることを目的とする。

(サバティカル期間)

第2条 サバティカルを行う期間（以下「サバティカル期間」という。）は、原則として次の期間とする。

- (1) 短期 1月以上6月以内
- (2) 長期 2月以上1年以内

2 短期のサバティカルについては、サバティカルを開始する日から起算して1年を限度として、長期のサバティカルについては、サバティカルを開始する日から起算して2年を限度として、期間を分割することができる。この場合、分割後のサバティカル期間は、それぞれ原則として1月以上とする。

(要件)

第3条 サバティカルは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数を、本学の大学教員として継続して勤務した期間として経過したときに、その権利を取得するものとする。ただし、必要に応じて本学着任後又は昇任後直ちにサバティカルを行うことができるものとする。

- (1) 短期 3年
- (2) 長期 6年

2 サバティカルを行った場合は、サバティカルの権利を失う。ただし、直前のサバティカル期間の終了後から起算して、前項各号に定める年数を、本学の大学教員として継続して勤務した期間として経過したときに、サバティカルの権利を再取得するものとする。

3 前2項の期間の計算においては、原則として、長期の研修及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号）第2条に定める研修出向の期間は除算するものとする。

4 サバティカルの取得促進を図るため、この規程とは別に年齢、業務内容等を考慮して独自の取得要件を設けることがある。

(業務の免除)

第4条 サバティカル期間中は、医科学研究所（以下「本所」という。）の定めるところにより、教授会及び教授総会への出席、その他本所の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

(手続)

第5条 サバティカルを行おうとするときは、医科学研究所長(以下「所長」という。)に対し、期間、場所及び調査研究の概要等とともに申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けた所長は、本所の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申し出を承認する。

3 サバティカル期間中に、所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張等の所定の手続を経て行わなければならない。

4 サバティカル期間中に、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に当り、施行日前から本所において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規程を著しく逸脱しない範囲であれば、これを妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。